

11章 参考資料

11-1 将来人口・都市構造の見通し

11-1-1 将来人口の見通し

平成30年（2018年）に国立社会保障・人口問題研究所が実施した推計によると、本市の人口は今後も減少が続き、令和27年（2045年）には102,723人と、令和2年（2020年）の8割以下にまで減少すると予測されています。

また、年齢別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少が続き、令和27年（2045年）には令和2年（2020年）の7割以下にまで減少すると予測されています。一方、老年人口は令和7年（2025年）まで増加し、その後は緩やかな減少傾向に転じますが、令和27年（2045年）には総人口の約4割を占めると予測されています。

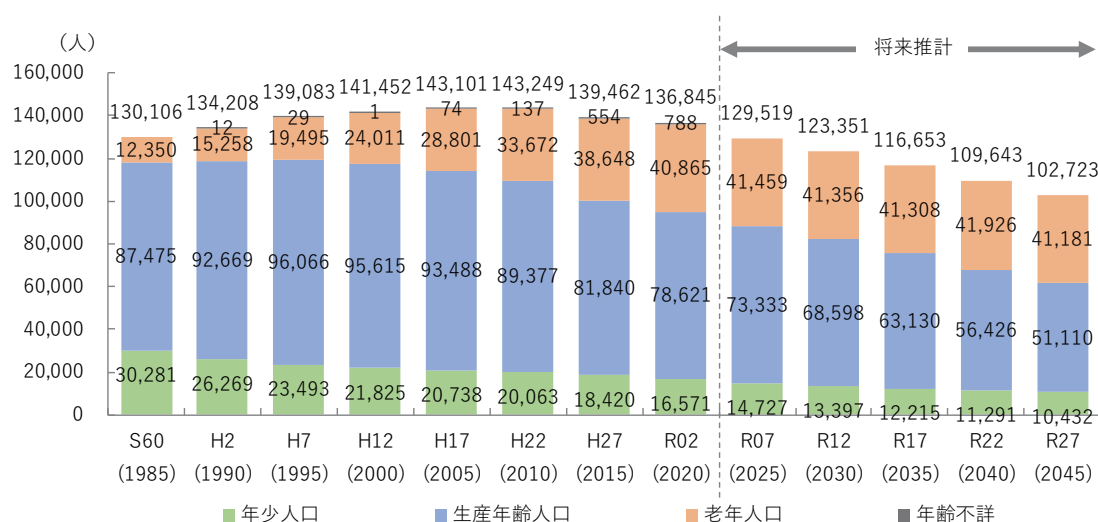


図-82 将来人口の推移

(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

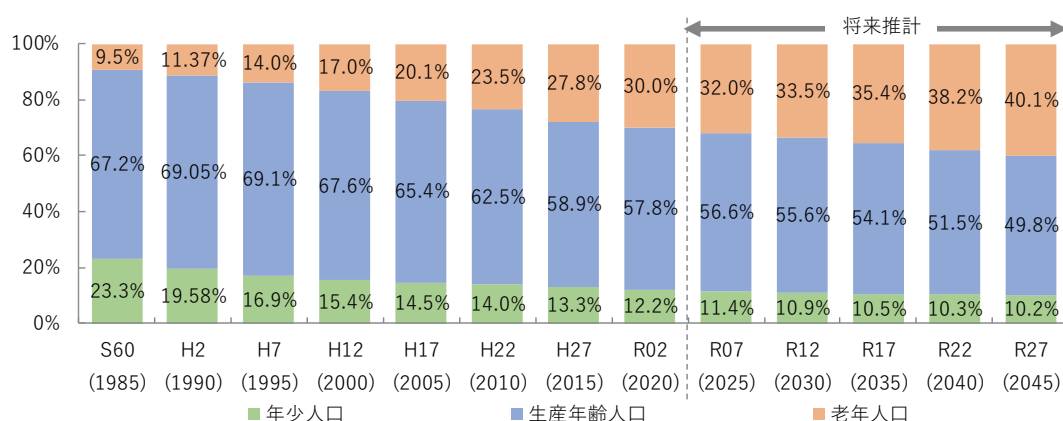


図-83 将来の年齢3区分別人口割合の推移

(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

1章 はじめに
2章 立地適正化計画の基本的な方針
3章 住まいるシティ拠点エリア
4章 誘導施設
5章 住まいるエリア
6章 誘導施設
7章 計画目標と進捗管理
8章 住まいるエリア以外の地域のまちづくり
9章 届出制度
10章 防災・減災まちづくり計画編
11章 参考資料

11-1-2 将来都市構造の見通し

平成27年（2015年）の国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した方法で、本市の100mメッシュ単位の将来人口を推計し、その結果から本市の将来都市構造の見通しを分析しました。

令和27年（2045年）には、本市全域において人口が減少し、焼津地域や小川地域、港地域、大富地域など、市街化区域内においてもDIDの目安である40人/haを下回る地域が多くみられるようになるなど、市街地の低密度化が進行します。

年齢別にみると、年少人口や生産年齢人口は、総人口と同様、市全域において人口が減少します。一方、老年人口については、市街化区域の外縁部や市街化調整区域を中心に増加し、市全域に老年人口が分散すると見込まれます。

1章
はじめに2章
立地適正化計画の
基本的な方針3章
住まいるシテイ
拠点エリア4章
誘導施設5章
住まいるエリア6章
誘導施策7章
計画目標と
進捗管理8章
住まいるエリア以外の
地域のまちづくり9章
届出制度10章
防災・減災
まちづくり計画編11章
参考資料

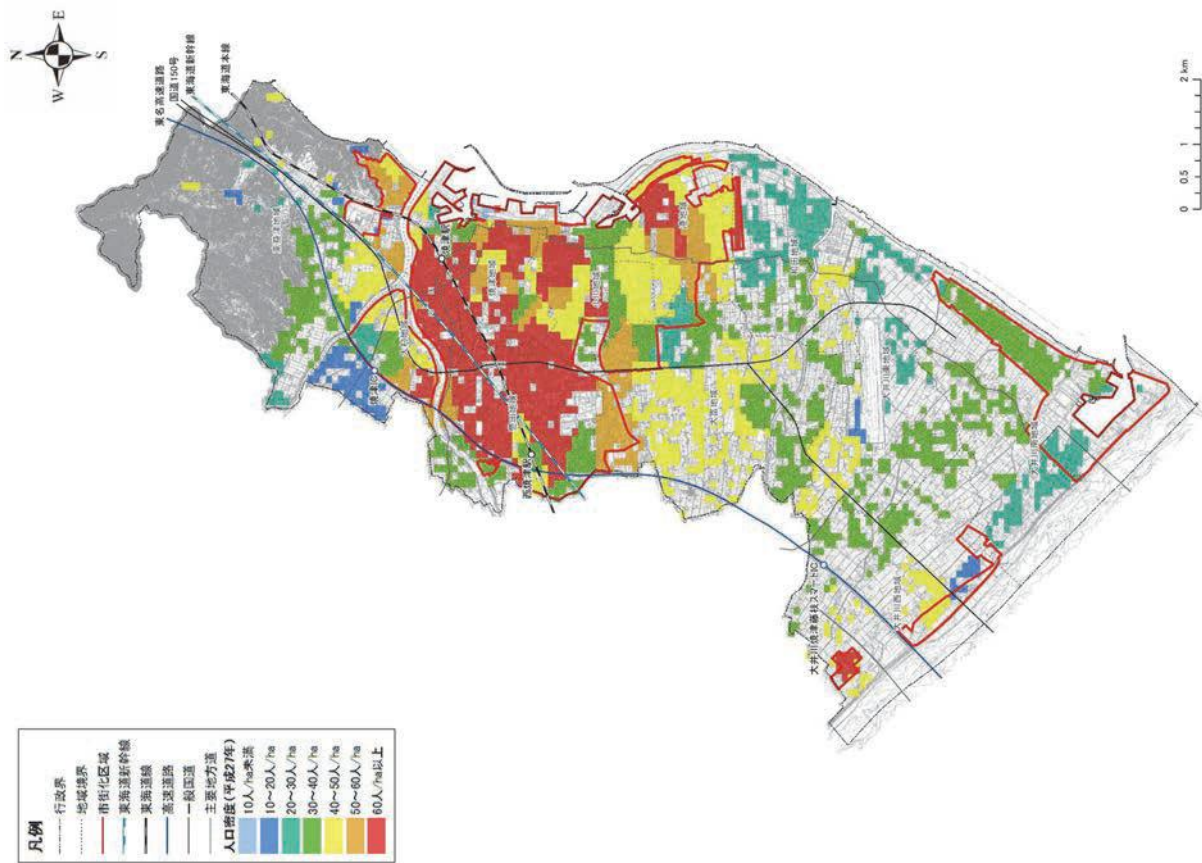


図-84 人口密度(平成27年(2015年))

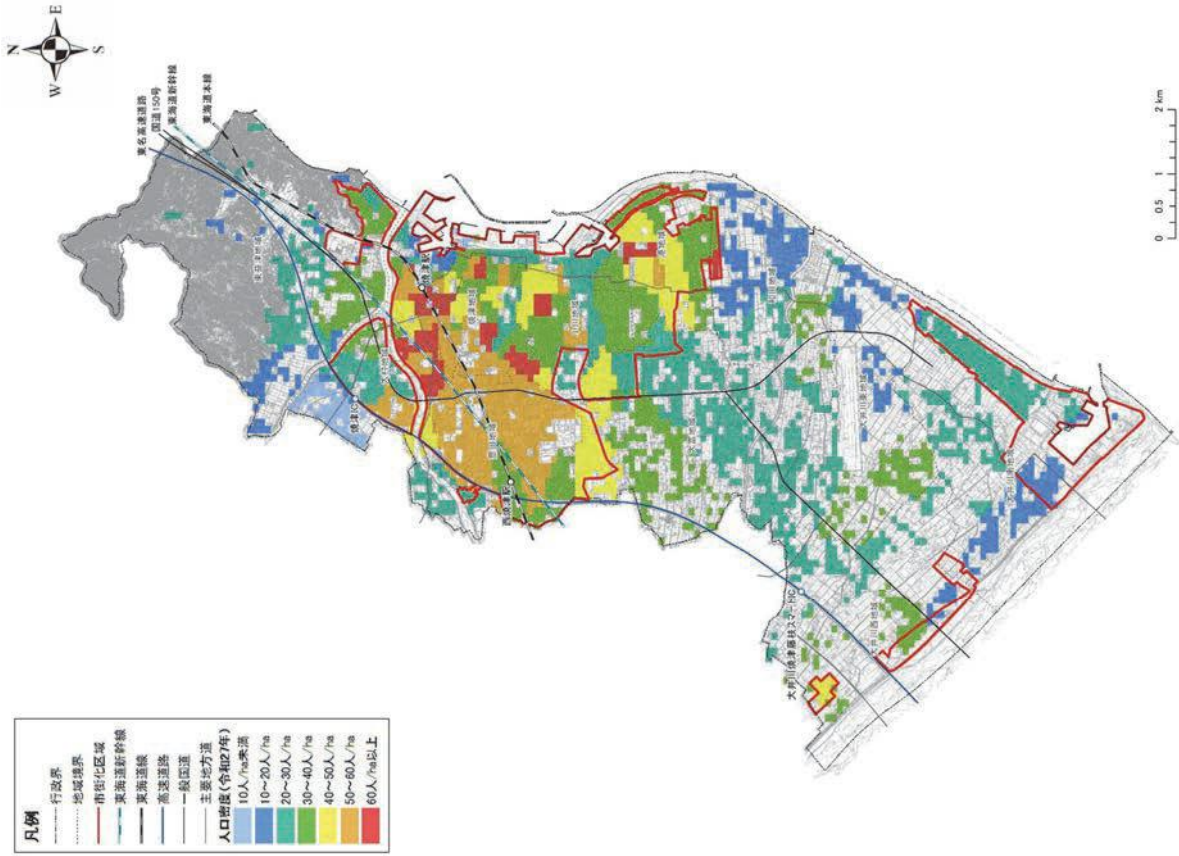


図-85 人口密度(令和27年(2045年))

1章	はじめに
2章	立地適正化計画の基本的な方針
3章	住まいるシティ拠点エリア
4章	誘導施設
5章	住まいるエリア
6章	誘導施設
7章	計画目標と進行管理
8章	住まいるエリア以外の地域のまちづくり
9章	届出制度
10章	防災・減災まちづくり計画編
11章	参考資料

- 1章 はじめに
- 2章 立地適正化計画の基本的な方針
- 3章 住まいるシティ拠点エリア
- 4章 誘導施設
- 5章 住まいるエリア
- 6章 誘導施策
- 7章 計画目標と進行管理
- 8章 住まいるエリア以外の地域のまちづくり
- 9章 届出制度
- 10章 防災・減災まちづくり計画編
- 11章 参考資料

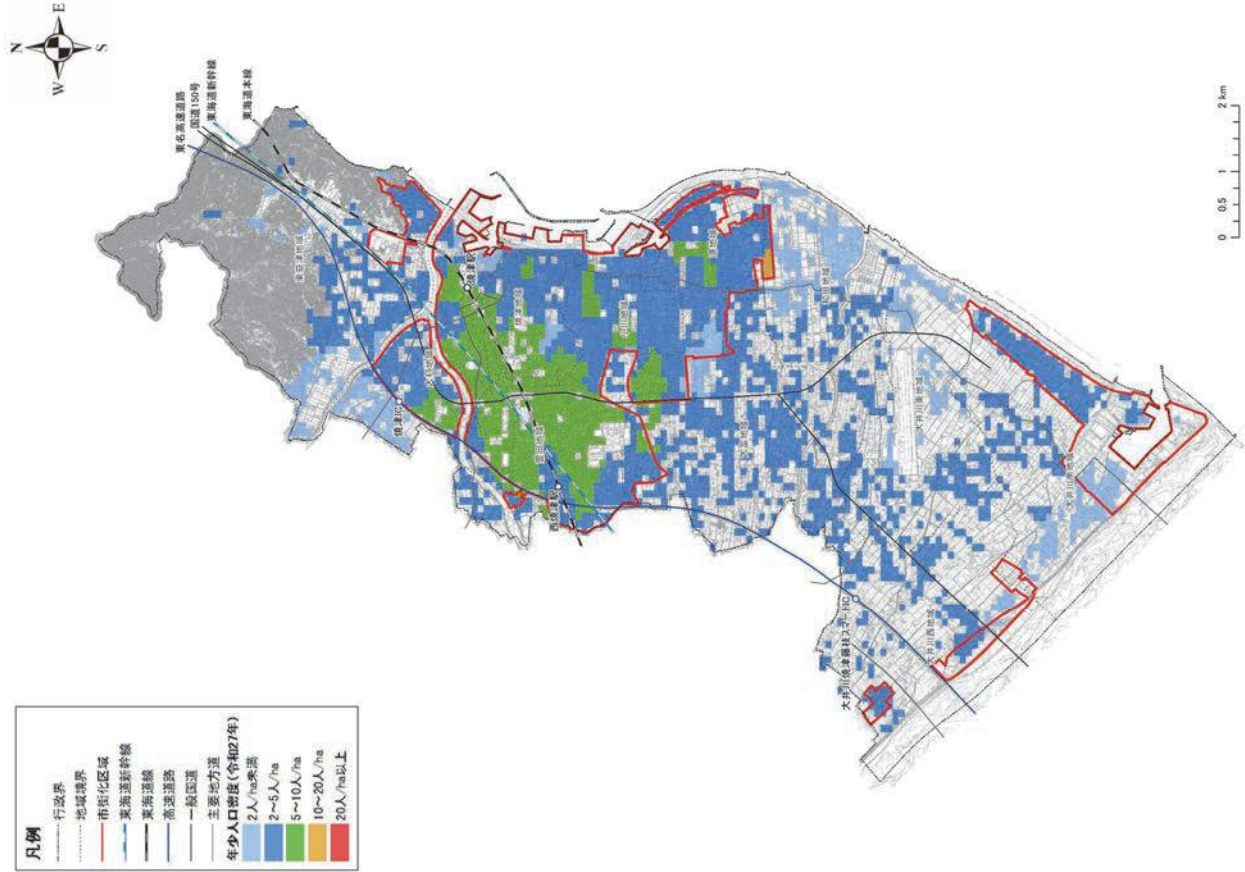


図-87 年少人口密度(令和27年(2045年))

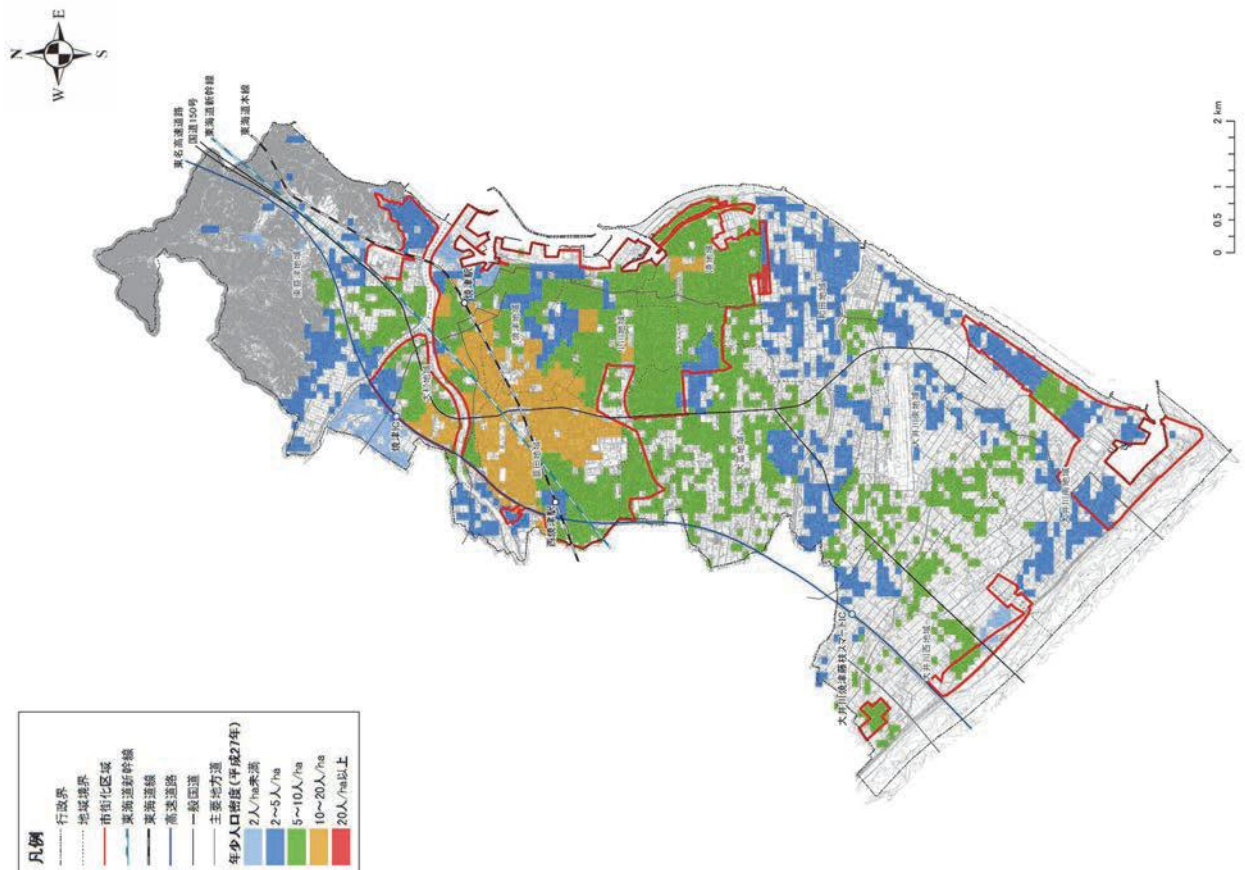


図-86 年少人口密度(平成27年(2015年))

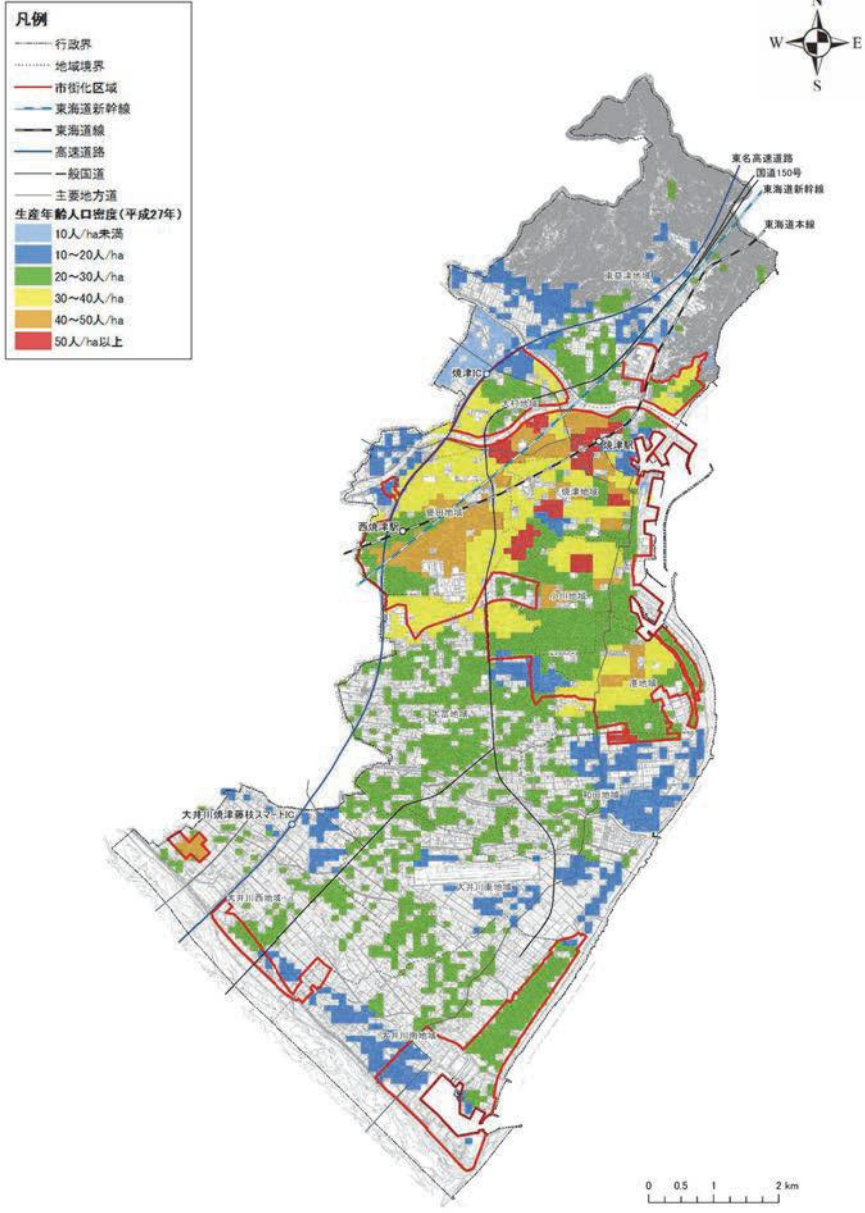


図-88 生産年齢人口密度 (平成27年 (2015年))

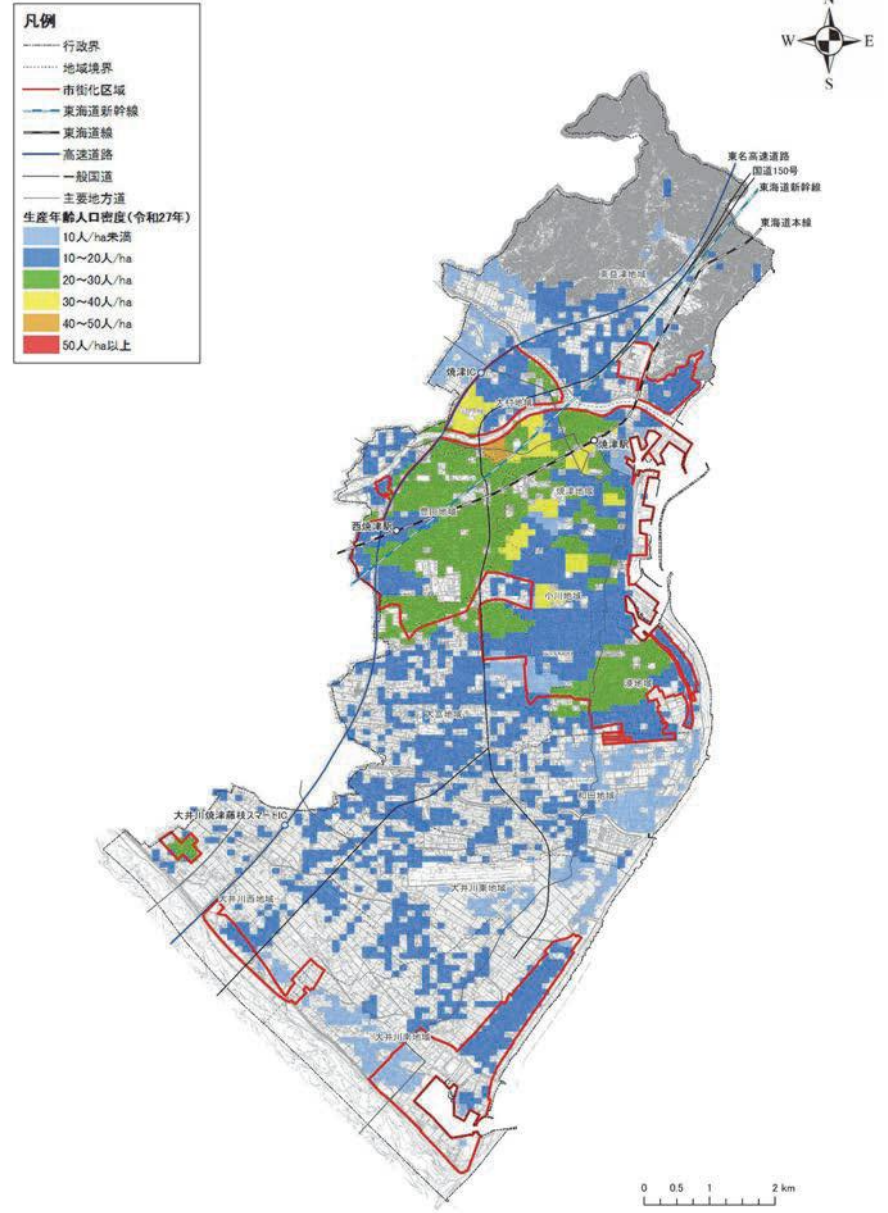


図-89 生産年齢人口密度 (令和27年 (2045年))

1章 はじめに

2章 立地適正化計画の基本的な方針

3章 住まいるシティ拠点エリア

4章 誘導施設

5章 住まいるエリア

6章 誘導施策

7章 計画目標と進行管理

8章 住まいるエリア以外の地域のまちづくり

9章 届出制度

10章 防災・減災まちづくり計画編

11章 参考資料

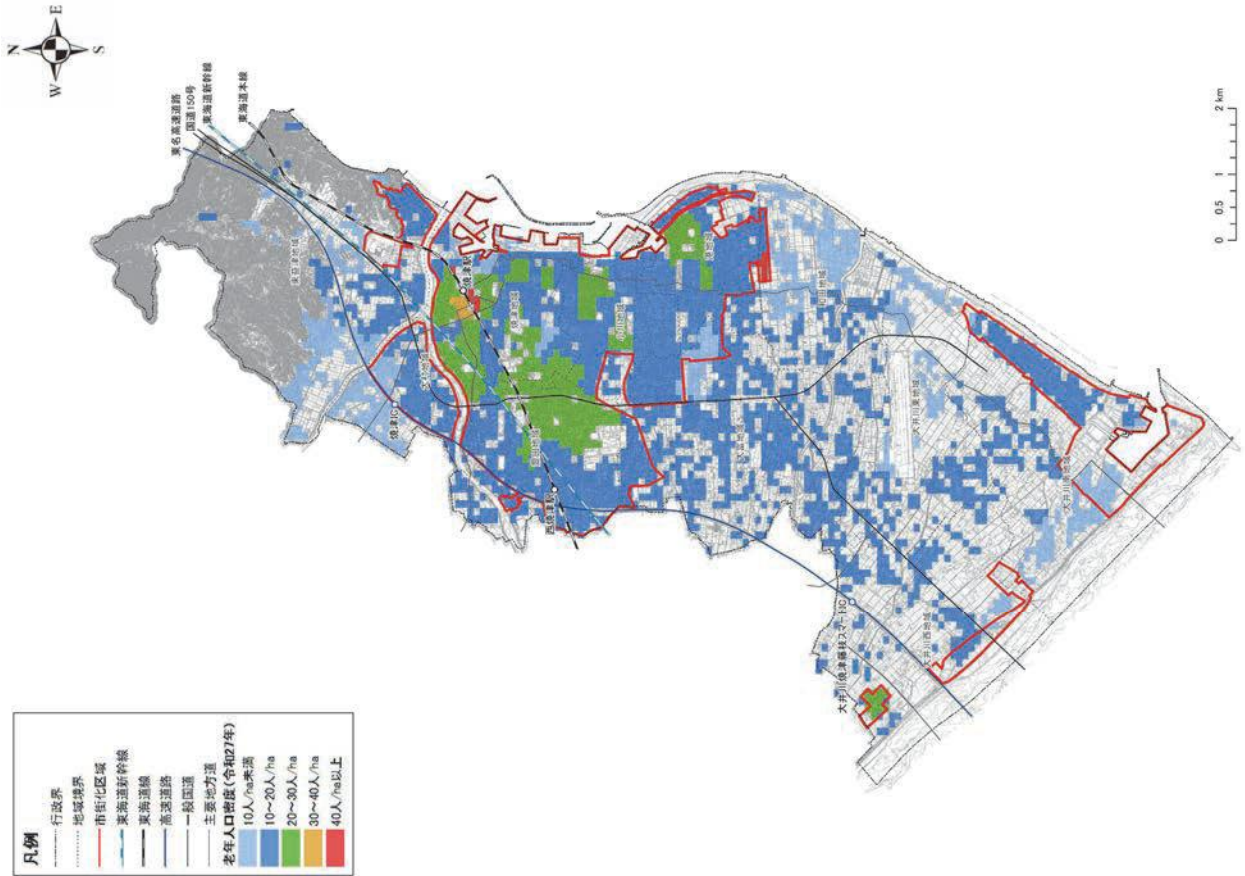


図-90 老年人口密度(平成27年(2015年))

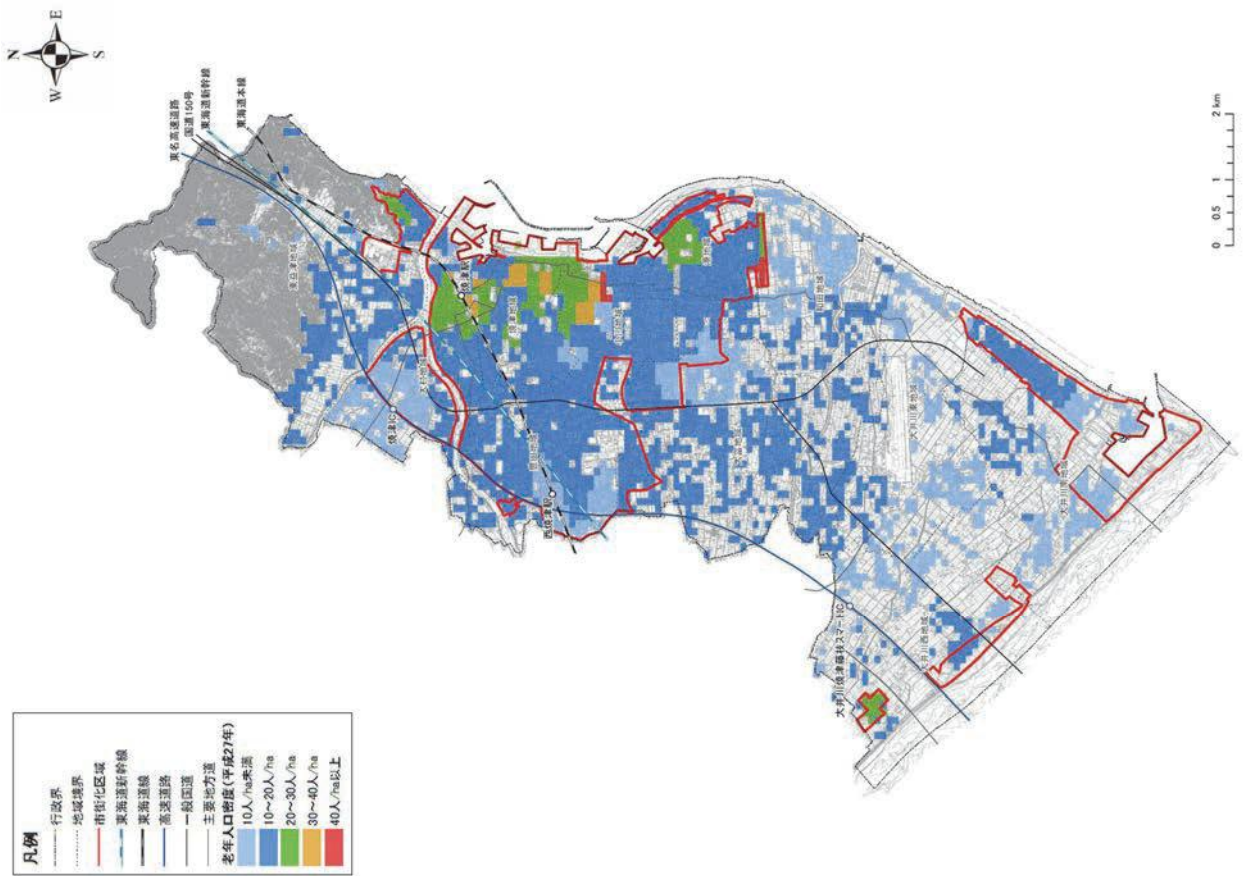


図-91 老年人口密度(令和27年(2045年))

11-2 策定の体制及び経過

11-2-1 策定の体制

本計画の策定にあたっては、事務局である都市計画課が作業全般を行い、行政経営会議、策定委員会、作業部会、検討会の各検討組織において、計画案についての具体的な検討を進めてきました。

行政経営会議は、市長、副市長、教育長、病院事業管理者と、各市長戦略監、部長級職員による会議で、立地適正化計画の原案をもとに、策定にあたっての意思決定を行いました。

策定委員会は、課長級職員による会議で、主に、計画原案の作成、検討を行い、作業部会は、各課の主幹・係長級による会議で、各所管事業の実務者による計画素案の作成、検討を行いました。

また、策定検討会は、学識経験者や各団体の関係者などによる会議で、計画原案について、検討を行いました。

さらに、市民の意見を計画に反映するため、市民説明会やパブリックコメントを実施しました。以上を経て、最終的な計画案を焼津市都市計画審議会で審議していただき、策定しました。

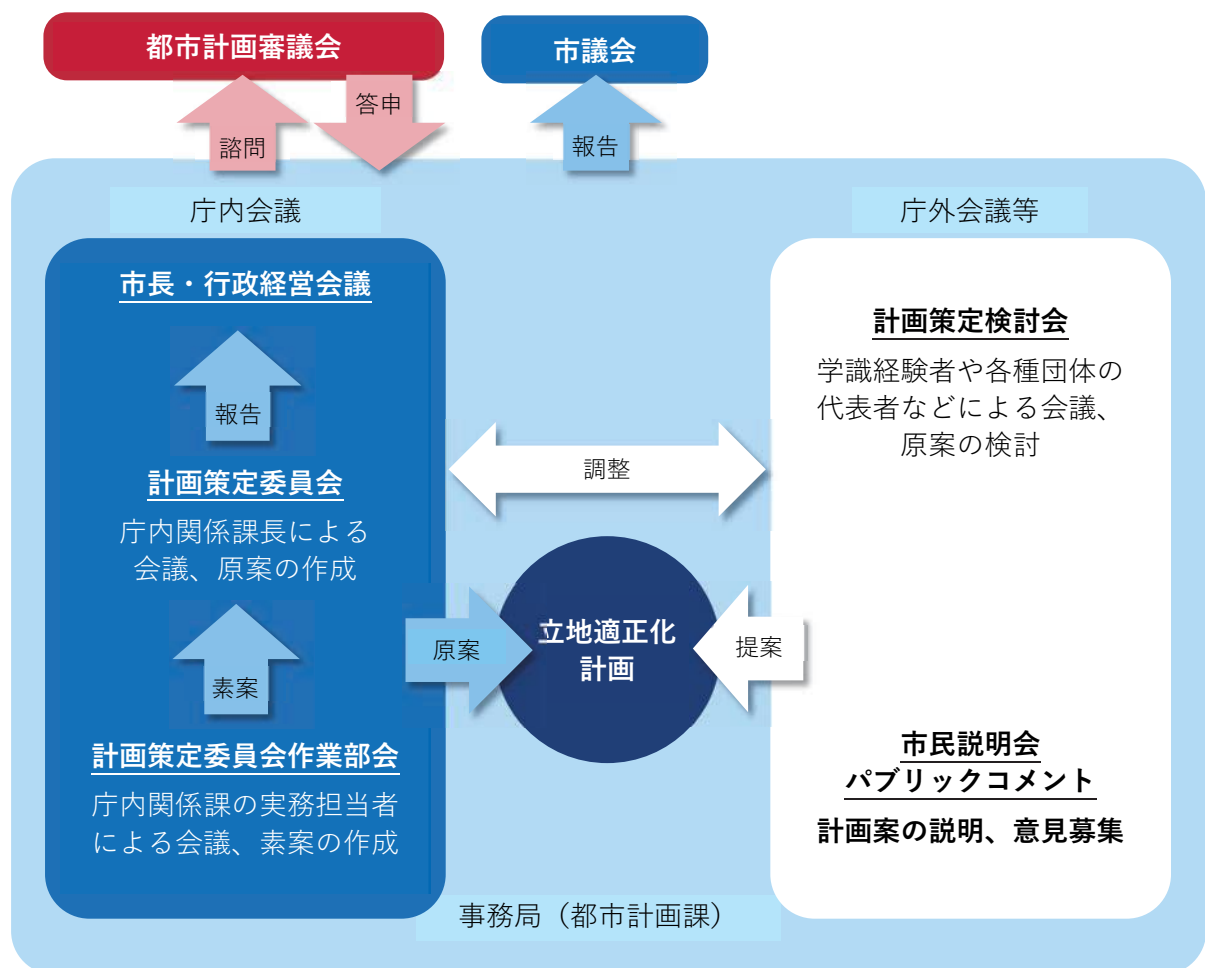


図-92 計画の策定の体制

各検討組織の構成員を以下に示します。

■策定委員会

所属組織・役職等	備考
都市政策部長	委員長
公有財産課長	
政策企画課長	
財政課長	
防災計画課長	
地域福祉課長	
障害福祉課長	
地域包括ケア推進課長	
子育て支援課長	
保育・幼稚園課長	
商工観光課長	
誘致戦略課長	
農政課長	
スマイルライフ推進課長	
道路課長	
河川課長	
次長兼都市整備課長	
建築住宅課長	
区画整理課長	
土地区画整理事務所長	
下水道課長	
水道工務課長	
教育総務課長	
農業委員会事務局長	

■策定委員会（作業部会）

所属組織	備考
都市計画課	委員長
公有財産課	
政策企画課	
財政課	
防災計画課	
地域福祉課	
障害福祉課	
地域包括ケア推進	
子育て支援課	
保育・幼稚園課	
商工観光課	
誘致戦略課	
農政課	
スマイルライフ推進課	
道路課	
河川課	
都市整備課	
建築住宅課	
区画整理課	
下水道課	
水道工務課	
教育総務課	
農業委員会事務局	

1章 はじめに
2章 立地適正化計画の基本的な方針
3章 住まいるシティ拠点エリア
4章 誘導施設
5章 住まいるエリア
6章 誘導施策
7章 計画目標と進行管理
8章 住まいるエリア以外の地域のまちづくり
9章 届出制度
10章 防災・減災まちづくり計画
11章 参考資料

■策定検討会

職務	区分	氏名	所属
会長	学識経験者	川口 良子	合同会社デザイン・アープ
副会長		池田 浩敬	常葉大学大学院社会環境学部
委員	各種団体	吉林 史仁 (令和2年度～令和4年度) 森田 淳 (令和5年度)	しずてつジャストライン 株式会社
		前田 津紀夫	一般社団法人 焼津市医師会
		高橋 正之 (令和2年度～令和3年度) 小長谷 宏二 (令和4年度～令和5年度)	社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会
		村松 文次	焼津商工会議所
		中野 俊光	大井川商工会
		黒川 直大 (令和2年度～令和3年度) 青島 一貴 (令和4年度～令和5年度)	一般社団法人 焼津青年会議所
		原田 一博	大井川農業協同組合 焼津営農経済センター
	市民団表	天野 修 (令和2年度～令和4年度) 鈴木 稔 (令和5年度)	焼津市自治会連合会
オブザーバー	行政関係者	静岡県島田土木事務所都市計画課	

1章
はじめに2章
立地適正化計画の
基本的な方針3章
住まいるシティ
拠点エリア4章
誘導施設5章
住まいるエリア6章
誘導施設7章
計画目標と
進捗管理8章
住まいるエリア以外の
地域のまちづくり9章
届出制度10章
防災・減災
まちづくり計画編11章
参考資料

11-2-2 策定の経過

本計画の策定にあたって実施した会議等の開催状況等を以下に示します。

年度・年月	会議名等	主な検討内容	
令和2年度	10月7日	第1回作業部会	策定の目的／焼津市の現状と将来の見通し／焼津市の課題
	10月20日	第1回策定委員会	策定の目的／焼津市の現状と将来の見通し／焼津市の課題
	12月16日	第2回作業部会	住みいるシティ拠点エリアの検討／誘導施設の検討
	12月25日	第2回策定委員会	住みいるシティ拠点エリアの検討／誘導施設の検討
令和3年度	8月25日	第1回検討会	焼津市の現状と将来の見通し／焼津市の課題／基本方針／住みいるシティ拠点エリアと誘導施設の検討
	11月5日	第3回作業部会	住みいるエリアの検討／災害リスクの整理
	11月17日	第3回策定委員会	住みいるエリアの検討／災害リスクの整理
	1月13日	第4回作業部会	災害リスクが高い地域の抽出／防災・減災まちづくりの課題と方針
	1月24日	第4回策定委員会	災害リスクが高い地域の抽出／防災・減災まちづくりの課題と方針
	2月14日	第2回検討会	災害リスクが高い地域の抽出／防災・減災まちづくりの課題と方針
令和4年度	8月30日	第83回焼津市都市計画審議会	焼津市立地適正化計画（案）について（中間報告）
	10月7日	第5回作業部会	防災・減災まちづくりの取組と目標、推進効果の検討／災害リスクを踏まえた住みいるエリアの検討
	10月19日	第5回策定委員会	防災・減災まちづくりの取組と目標、推進効果の検討／災害リスクを踏まえた住みいるエリアの検討
	11月14日	第3回検討会	防災・減災まちづくりの取組と目標、推進効果の検討／災害リスクを踏まえた住みいるエリアの検討
	1月27日	第6回作業部会	誘導施策、計画目標の検討／その他の地域のまちづくりの検討
	2月13日	第6回策定委員会	誘導施策、計画目標の検討／その他の地域のまちづくりの検討
	3月17日	第4回検討会	誘導施策、計画目標の検討／その他の地域のまちづくりの検討
令和5年度	6月19日	第7回作業部会	焼津市立地適正化計画（案）について
	6月29日	第7回策定委員会	焼津市立地適正化計画（案）について
	7月11日	行政経営会議	焼津市立地適正化計画（案）について
	7月14日	第5回検討会	焼津市立地適正化計画（案）について
	10月3日	行政経営会議	焼津市立地適正化計画（案）について
	10月20日	焼津市議会	焼津市立地適正化計画（案）についての報告
	12月4日～1月5日	パブリックコメント	焼津市立地適正化計画（案）についての意見募集
	12月10日	市民説明会	焼津市立地適正化計画（案）についての説明
	1月29日	第83回焼津市都市計画審議会	焼津市立地適正化計画（案）についての諮問・答申
		第8回作業部会	焼津市立地適正化計画（案）について
第8回策定委員会		焼津市立地適正化計画（案）について	

11-3 用語集

用語		用語の説明
英数字	IoT	IoT (Internet of Thingsの略でモノのインターネットという意味で使われます。)さまざまな物がインターネットに接続されて、インターネットから物を制御する仕組み、物がインターネットを経由して、相互に情報交換をする仕組みのこと。
	T.P.	T.P.は"Tokyo Peil"の略であり、標高(海拔高度)の基準面のこと。
あ行	空家等対策計画	住宅政策が目指す安全で快適な住環境の実現に向け、市、地域、関係団体等が連携して空き家等への対策を推進するため、策定された計画(焼津市空家等対策計画)。
	温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称で、大気が地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらすもの。
か行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
	家屋倒壊等氾濫想定区域	想定し得る最大規模の降雨により、一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫の発生(氾濫流)と、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸の浸食の発生(河岸浸食)が想定されている区域。
	官民連携	PPP(Public Private Partnershipの略)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る取組。
	既存ストック	ストックとは「在庫」を意味し、本計画では、これまでに整備されてきた道路、公園、下水道などの公共施設や民間施設の空き家や空き地などのこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜の土地で崩壊(がけ崩れ)により、居住者などに危険が生ずる恐れのある区域として静岡県が指定した区域。
	狭あい道路	幅員4m未満の狭い道路。 本市では、市で管理している狭あい道路で、道路沿線の地権者から土地の寄付を受けて、4m以上の道路に拡幅整備する事業を実施している。
	緊急輸送路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道とこれらを連絡する主要な県道や市道が指定されている。

1章
はじめに2章
立地適正化計画の
基本的な方針3章
住まいるシテイ
拠点エリア4章
誘導施設5章
住まいるエリア6章
誘導施設7章
計画目標と
進捗管理8章
住まいるエリア以外の
地域のまちづくり9章
届出制度10章
防災・減災
まちづくり計画編11章
参考資料

用語		用語の説明
1章 はじめに 2章 立地適正化計画の 基本的な方針 3章 住まいるシティ 拠点エリア 4章 誘導施設 5章 住まいるエリア 6章 誘導施策 7章 計画目標と 進行管理 8章 住まいるエリア以外の 地域のまちづくり 9章 届出制度 10章 防災・減災 まちづくり計画編 11章 参考資料	公共施設等総合管理計画	本市が保有する公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの対策を計画的に行うことにより、財政負担の軽減平準化しつつ、公共施設当設の最適な配置を実現するための計画。
	工業専用地域	都市計画法による用途地域の一つ。工業の利便性を増進するための地域で、あらゆる工場の建築が可能であるが、住宅や店舗等は建築できない。
	洪水浸水継続時間	想定し得る最大規模の降雨による河川の氾濫により、一定の浸水深（50cm）を上回る時間の目安が示されたもの。
	洪水浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨や計画規模の降雨により、河川が氾濫した場合の浸水する区域や浸水する深さを示したものの。
	交通結節点	電車やバス、タクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。駅やバスターミナル、インターチェンジなど。
	国土強靱化地域計画	どのような自然災害等が起こっても、機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画。
	国土利用計画	焼津市総合計画の基本構想や焼津市国土強靱化地域計画との整合を図りながら、本市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めたもの。
個別施設計画アクションプラン	公共施設等総合管理計画における施設の再編に関する個別施設計画として、個別施設計画で掲げる課題解決に向けた具体的な取組に基づいて実施する個別事業の行動計画を示したものの。	
さ行	災害危険区域	急傾斜地の崩壊などの災害の危険から市民の生命と財産の安全を確保するために、住宅の建築を禁止するなどの建築制限を設定した区域。本市では、高草山の山間を中心とした地域の急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。
	サテライトキャンパス	大学本部のあるキャンパスから離れた場所に設置された校舎や教室のこと。
	サプライチェーン	サプライチェーン（supply chain）とは、商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。供給（supply）を鎖（chain）に見立て、ひと続きの連続した流れとして捉える考え方。
	産学官連携	大学や研究機関等（学）が持つ研究成果、技術やノウハウを民間企業が（産）が、活用し、実用化や産業化へと結びつける仕組みに、行政（官）が共同研究としての参加や、企業と大学等を結びつける役割を担い連携する仕組み。

用語	用語の説明
シェアサイクル	まちなかや、観光地などに配置された自転車を共有（シェア）し、好きなタイミング、好きな場所、好きな時間で利用が可能な仕組み。 導入により、自家用車から公共交通への転換や、観光振興などへの効果が期待されている。
市街化区域	都市計画法第7条では、都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域や、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、人家や商店・ビルなどが立ち並んだ区域。
市街化調整区域	都市計画法第7条の規定では、都市計画区域のうち、当面できる限り市街化を抑制すべき区域とされ、農地を守ることに重点が置かれている。
地震・津波対策アクションプログラム	地震・津波災害に対して、災害リスク評価とハード・ソフトの「多重防御」による防災・減災対策を整理した、安全安心な地域づくりの実現に向けた計画。
静岡県第4次地震被害想定（レベル2）	「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波」を「レベル1の地震・津波」とし、さらに、東日本大震災の教訓から、「発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を「レベル2の地震・津波」とし、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波と相模トラフ沿いで発生する地震・津波のそれぞれについて、これら二つのレベルの地震・津波による被害を想定したもの。
志太広域都市計画区域マスタープラン	志太広域（藤枝市・焼津市）の都市計画区域における都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）であり、広域な観点から、志太地域（藤枝市・焼津市）の都市の将来像を示すとともに、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの都市施設の整備方針、自然的環境の整備保全の方針を定めるもの。
指定管理者制度	県や市が、公共施設の管理を民間企業や団体などを指定管理者として指定し、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、管理の効率化により経費の削減等を図ることを目的とした制度。
住生活基本計画	住生活基本計画は、市民の豊かな住生活の実現に向け、総合的かつ効率的に本市の住宅政策を展開するための基本的な指針をまとめた計画。
人口メッシュ	国勢調査の人口・世帯数等を、緯度・経度に基づき、地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けた区画で編成したもの。

1章
はじめに2章
立地適正化計画の
基本的な方針3章
住まいるシ
ェア
エリア4章
誘導施設5章
住まいるエ
リア6章
誘導施設7章
計画目標と
進行管理8章
住まいるエ
リア以外
のまちづくり9章
届出制度10章
防災・減災
まちづくり計画編11章
参考資料

用語		用語の説明
	スマートIC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
	スマートシティ	ICT（情報通信技術）等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域のこと。
	生活交流（拠点）	市民の生活行動や商業・業務を通じて人・モノ・情報が交流すること。生活交流が活発化することで、拠点を中心とした市民生活の利便性向上が期待できる。
	ゼロカーボンシティ	2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すこと。
	総合計画	本市の全ての計画の基本となる計画として、最上位に位置づけられ、まちづくりの基本理念や将来都市像、それを実現するための政策・施策を示すもので、市民・事業者などのさまざまな主体との共通の活動指針のこと。
た行	大規模既存集落区域	市街化調整区域に長年居住している者（またはその子）が、長年居住してきた指定集落への集住による地域コミュニティの維持を目的として制定され、持家がなく世帯を有している者を対象とし、居住している地域の中にある大規模既存集落内の土地に、自己専用住宅を建築できる制度。本市では、平成19年に将来の市街化を踏まえつつ、秩序ある土地利用を図る目的で「中央地区」を指定した。その後、宗高中央地区計画による住宅団地の整備が進められた。
	地域公共交通計画	地域の移動手段の確保に向けて、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。
	地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民や一時滞在者などの生命や身体、財産を災害から保護し、風水害や地すべり、山崩れ、地震、津波といった災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めたもの。
	地形地物	地形図上の地物（道路や河川など）のこと。
	地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、地すべり災害から市民等の生命又は財産を守るために、地すべりを起こしている土地や地すべりを起こす恐れがきわめて大きい土地で、指定された区域。

用語	用語の説明
津波災害警戒区域	想定最大クラス（レベル2）の津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域として静岡県が指定する区域のこと。 本市において指定された区域はない。
津波災害特別警戒区域	想定最大クラス（レベル2）の津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制（床面の高さや構造などの条件等を設定）をかけ、住民等が建築物の中にも津波を「避ける」ことができるよう、指定する区域。本市において指定された区域はない。
津波浸水想定区域	静岡県第4次地震被害想定（南海トラフ巨大地震 ケース8）で、既存のコンクリート製の海岸堤防や河川堤防は地震動により破壊され、土で築造された海岸堤防や河川堤防は地震動により、高さが元の高さの25%まで沈下し津波が乗り越えたと同時に無くなるとして仮定された、本市における津波浸水想定範囲が最も広くなるケースが示された区域。
津波避難施設	津波浸水想定区域内に設置されている、津波から非難するための施設（津波避難タワー、津波避難ビルなど）のこと。
津波防災地域づくり推進計画	東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを目指した計画。
低密度化	人口が減少し、都市内に未利用の空間が生じることで、密度が下がっていくこと。
特別工業地区	環境の悪化を防止しつつ、建築の制限などを定め、工業の利便を図ることを目的とした特別用途地区。 本市では、大井川港周辺の一部で指定されている。
都市計画運用指針	地方自治法第245条の4の規定による技術的助言の性格を有するものとして、国として都市計画制度運用に関する原則的な考え方を示すもの。
都市計画区域	都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法、その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、目指すべきまちの姿（将来都市像）を定め、その実現に向けた長期的なまちづくりの考え方を示すもの。
都市計画道路	都市の骨格を形成する都市基盤の一つとして、都市の将来像を踏まえて計画された道路で、あらかじめルートや幅員などが都市計画法により定められている。

1章
はじめに2章
立地適正化計画の
基本的な方針3章
住まいるシ
ェイ
拠点エリア4章
誘導施設5章
住まいるエ
リア6章
誘導施設7章
計画目標と
進捗管理8章
住まいるエ
リア以外の
地域のまちづくり9章
届出制度10章
防災・減災
まちづくり計画編11章
参考資料

用語		用語の説明
	都市構造評価	都市構造のコンパクトさを評価する手法のこと。
	都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりにおいて、新たな担い手として、行政の補完的機能を担いうる団体のこと。
	都市再生特別措置法	社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図ることにより、社会経済構造の転換を円滑にして、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。
	都市マネジメント	都市政策の推進において、経済性と合わせ市民生活の質の向上をめざし、行政、住民、事業者等が主体的に連携し都市空間の整備、管理運営等を行い、効率的・効果的に都市機能を高めていく営みのこと。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。）
	土地区画整理事業	土地所有者が土地を公平に提供し合い、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。
	特定避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外や、避難対象地域内で、津波避難ビルなどの津波避難場所に避難することが困難な地域をいう。
な行	内水浸水	短時間に大雨が降ると一気に雨水が水路に集まり、水路の排水能力が足りずあふれたり、水路の放流先の河川の水位や潮位が高く、河川に排水できずに水路に逆流することで周辺が浸水する現象。
	内水浸水想定区域	下水道全体計画区域内において、想定し得る最大規模の降雨に伴い発生が想定されている、内水による浸水の区域、浸水深が示されているもの。
は行	パーク&ライド	自宅から最寄り駅やバス停、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。
	パンデミック	感染症が複数の地域や国にまたがって世界的な規模で大流行すること。特に致死性の高い感染症を指す。
ま行	モータリゼーション	モータリゼーション（motorization）とは車社会のこと。車を利用することが社会的に一般化した状態。
	モビリティ	移動性や流動性のことを示しており、本計画では、乗り物による人の移動やモノの輸送を意味している。



焼津市立地適正化計画

発行日：令和6年3月

発行：静岡県焼津市

編集：焼津市都市政策部都市計画課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

TEL：054-626-2160 / FAX：054-626-2184

E-mail：toshikeikaku@city.yaizu.lg.jp